

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第

卷九十三第

行發日一月十年九和昭

論叢

鑛業税に就きて……………法學博士 神戸正雄
 不全競争について……………文學博士 高田保馬
 經營形態としての共販會社……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

世界大戦前英領印度の金爲替本位に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
に於ける不定期船衰頹の諸原因に關する基本的考察……………經濟學士 佐波宣平
 ヴイクゼルの自然利子論……………經濟學士 青山秀夫
 取引所の公定する相場に就て……………經濟學士 今西庄次郎

說苑

株仲間の冥加金につきて……………經濟學士 宮本又次
 デイルタイの歴史研究に於ける資本主義觀……………經濟學士 出口勇藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（葉轉載）

經濟論叢

第三十九卷 第四號 (通卷第貳百參拾貳號) 昭和九年十月發行

論叢

鑛業稅に就きて

神戶正雄

緒言

廣義にて鑛業稅といへば、狹義に於ける鑛業稅の外、砂鑛區稅をも含む。砂鑛區稅は獨立の稅法にて規定してあるけれども、狹義の鑛業稅は獨立稅法にては規定せられず、鑛業法中に鑛業取締監督規定に附帶して規定せられ、其爲め自ら其監督手數料たり、純然たる租稅たらざるの嫌もあるし、之を一の稅としても、之が課稅方法が、產物價格によるの從價稅と、そして鑛業面積による從量稅とから成り、洵に粗笨極まる原始的なる不完全なる稅でもあつて、其の故に、稅としての

價值乏しく、兎角、學者から等閑に附される所である。併し恰かも然るが故に、却つて大に考究し、深く洞察して見なくてはならぬものに屬する。仍つて私は茲に之を取上げて問題と爲し、其本質を吟味し且つ改造方法を工夫して見やうと思ふ。

第一段 現行法及其批判

(一) 現行法規——鑛業税、詳しくいへば鑛業税及砂鑛區税であるが、其要綱は左の如し。

(A) 納税義務者——鑛業權者、砂鑛權者、

(B) 課税物件

(い) 狹義鑛業税の課税物件

(1) 積極的範圍——鑛業、即ち、鑛物(金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、燐鑛、黒鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、及、硫黃)(砂鑛は入らず)の試掘、採掘、及、之に附屬する事業、

(2) 消極的範圍——

(a) 含油層と密接關係ある可燃質天然瓦斯(石油と見做される)にして、工業用、其他の營利を目的とせずして、單に、一家の自用に供するものは石油として課税せず、

(b) 金鑛、銀鑛、鉛鑛、鐵鑛につきては鑛産税を課せず、

(ろ)砂鑛區稅——砂金採取を目的とする砂鑛區、

(C)課稅標準及稅率

(い)狹義鑛業稅の標準及稅率

(1)鑛產稅——鑛產物價格の千分の五、

(2)鑛區稅——鑛區一千坪毎に毎年、試掘三十錢、採掘六十錢、

(ろ)砂鑛區稅——毎年

(1)河床——砂鑛區域一町毎三十錢、

(2)河床に非るもの——砂鑛區域一千坪毎、三十錢、

(D)納稅方法、

(い)鑛產稅——毎年三月中に前年分を納む、

(ろ)鑛區稅——毎年十二月中に翌年分を前納す、

(E)地方附加稅

(い)道府縣

(1)狹義鑛業稅

(a)鑛產稅——本稅の千分の二百以内、

(b)試掘鑛區稅——本稅の百分の三以内、

鑛業稅に就きて

第三十九卷

四五九

第四號

三

(c) 採掘鑛區税——本税の百分の七以内

(2) 砂鑛區税——本税の百分の十以内、

(ろ) 市町村

(1) 狹義鑛業税

(a) 鑛産税——本税の千分の千二百以内、

(b) 試掘鑛區税——本税の百分の三以内、

(c) 採掘鑛區税——本税の百分の七以内、

(2) 砂鑛區税——本税の百分の十以内、

(二) 批判

(A) 存廢問題

(い) 廢止論

(1) 應能公平の見地から——(a) 多くの國にては、そして我國にても、原則上、原始産業には營業課税を免ずるの主義を取るとして、獨り、此鑛業者だけに、營業税に代るべき鑛業税を課するとすれば、此鑛業者をば特に重課するといふの嫌がある。だからしてむしろ此税を止めるのが主義を一貫する所以である。といふのが一の見方である。(b) それから支葉の點ではあるけれども、此税の課税方法が、あまりにも粗笨であり、随つて能力に應ずる上に不満足である。それ位

1) Alsleben, Bergwerksabgaben. (Hwb. d. Stw. 4 Aufl. II.) S. 517.

なればむしろ本税を止めにしたが良いといふこともいひ得る。尤も此點は原則上に本税の存立が認められるならば、多少は辛棒も出来るし、又後にもいふやうに改正手段を盡す事によりて之に打ち克つことも出来る。

(2) 産業及社會政策上から(a) 鑛業者には諸多の税及手数料等の負擔を免れずとして、其上にも鑛業税を課するときには、其過重なる負擔の爲めに其の生産を妨ぐるといふ嫌がある²⁾、(b) 尙又、其鑛業の産物たる鑛物が、諸多の産業の爲めに必要な原料乃至は、人々の必要な生活資料でもあるので、鑛業への課税が自ら此産物への負擔となつて、其を使用する産業及生活を壓迫するといふ間接の結果もある。其鑛物の中にも、取り分け、石油と石炭とが、民衆生活の爲めの必要資料として、且つ産業にとりての必要材料として、其への課税が假令間接とはいへ、此等の價格を引上ぐることとなつて、社會上、産業上、望ましからざる事になるといふ³⁾ことがある。其等の點を考ふるときに、其弊害を除く爲めには、此税を全廢するか、少くとも特に石油石炭なりとも免税するといふ事にしたいといへる。

(ろ) 存置論——併し右に對しては、此税を存置すべしといふ考も亦有力である。

(1) 財政收入上——先づ以て財政收入からいふと、此によりて兎にも角にも一の收入を擧げ得らるといふことはあるし、特に又、

(2) 公平課税上——(a) 從來の課税方法の不満足だといふ點は、之を出来るだけ改良するこ

2) Lampe, Bergwerksabgaben. (Wb. d. Vw. 4. Aufl. I.) S. 334.

3) Trautvetter, Sonstige Verbrauchssteuern. (Hb. d. Fw. 11) S. 261, 265.
Moll, Lehrbuch. S. 646. Lotz, Fw. 2. Aufl. S. 682. Tyszká, Fw. 2. Aufl. S. 292. Conrad, Fw. 9. Aufl. S. 249.

とによりて、或度まで解消し得る。それにては、尙ほも不満足だといふ事に至ては、他の多くの税に共通の事として辛棒し得る。(b)それから原則上にも、鑛業者に營業收益税、乃至、營業税を課しないならば、鑛業者に對する之に代る税として鑛業税があつて初めて均衡が得られる。もし又その鑛業税を廢すとすれば、鑛業者への營業收益税、營業税の延長があつて宜しい。鑛業者は一の原始産業者だから、農業者なみに營業課税を無として然るべしともいふが、原始産業への營業課税といふ事が理論上、肯定し得るし、即ち原始産業といへども營利的に營まるる限り營業税をかけて良いのであり、そして鑛業者は特に近代にては單なる原始産業者ではなく、工業者に近き規模、設備、方法を備へて營利的に行ふて居るものだから、商工業者に營業課税する以上、此にも其と對等の課税なかるべからずである。即ち此鑛業にも營業課税をしなければならぬ⁴⁾のである。

(3) 産業及社會政策上——此税が當該鑛業、及間接には諸の産業並に民衆生活を壓迫すといふ點に至りては、其程度が甚しくないならば忍ばるる事であり、特に一般大衆に關係重大なる物への課税とても、他の方面にありても此種の物へ營業税や消費税などが存立して居ることによりて恕し得る⁵⁾し、或は特に此種の大衆生活に關係の重大なるものだけを免税とするやうな事も出来るのである。

(4) 鑛山行政上——此鑛業に對して特別の税を取るといふ事は、之によりて鑛山行政の監督事務と關係を有つて行く事⁶⁾となり、行政上都合が良いといふ點もある。

4) Conrad, a. a. O. S. 166.

5) Trautvetter, a. a. O. S. 261.

6) Heckel, Fw. I. S. 308.

(B) 税質問題

(い) 報償か租税か—— 鑛業税には鑛業監督の手数料といふ嫌はあるけども、それは殆んどいふに足らぬものとして、特に此税が鑛物といふ國の特權に屬するものを採掘又試掘する利益に對するの報償(又は地代)のやうにも見える。特に鑛區税に於て然りとする。如何にも歴史的に考へて、此税にかかる分子の存するとは見らるるけれども、併し既に今日の時世、之を税として取扱ひ來つて居る以上、段々と變質し來りて、今日では此も其々の權利者が此權利を有つによりて生すべき能力に應じて課する所の税としなければならぬ。尤も鑛區税の方は權利料たるの意味が多少潜んでは居る。

(ろ) 營業税か消費税か

(1) 消費税とも見られる—— 其は鑛區税には聊か當らないが、鑛産税に至つては、恰かも消費税に於いて營業者に就きて生産(製造)税を取るのと形式上少しも異らず、隨つて此にても、税が鑛業者から消費者に轉嫁せらるることを期待するものの如くに見ゆる。即ち此税が一の消費税のやうでもある。併し此税の關係する物體が普通の消費税の課税物件とは趣を異にして、所謂、享樂方便ではなくして、むしろ原料であり、生活必要材料でもあるので、其の爲めに此税が産業又は生活を壓迫すること甚しく、消費税の物體としては望ましがらざるものであるから、消費税の積りでは此税が初めからして出來たものではないと解するを穩當とする。

7) Alsleben, a. a. O. S. 512. Heckel, a. a. O. S. 308. Conrad, a. a. O. S. 165. Eheberg, Fw. 18 & 19. Aufl. S. 267.

(2) 營業税、随つて収益税とする——事が出来、其方が一層適切である。かく見るときに (a) 前記、之を消費税と見た場合の如き不都合なくして濟み得るし、(b) 鑛業者が別に營業収益税、營業税を課せられない規定とも調和し得る。(c) そして此税はつまり鑛業者をば其収益につきて課するものであり、ただ其課税方法が一般營業に比して粗雑となつて居るに止まる。鑛産税は、鑛業者の總(又は粗)収益といふ一の外形標準に依るものであり、鑛區税は生産地域の面積といふ他の外形標準に依るものである。だからして此税が往々にして營業税の補充⁸⁾と見られ、或は營業税に代るものと見らるるのも無理ならぬのである。

(は) 直接税か間接税か

(1) 臺帳税從率税の意味にて——鑛産税も鑛區税もともに明かに一の臺帳税であり随つて直接税である。鑛産税の方は見様によりては從率税の如くでもある。けれども、實際、鑛業者が鑛業につき継続的に納付し、毎年三月に、前年分を一括して納めるのだから、事物の發生の度毎に納むる所の從率税とは多少異なるのである。鑛區税は鑛業者が鑛區といふ継続的の事物について毎年十二月、翌年分を一括前納するものだから、此も確かに臺帳税であり、直接税である。

(2) 負擔の直接間接の意味にて——鑛區税は明かに義務者たる鑛業權者の負擔となるべきことを期待したものととして直接税たることに争ないが、鑛産税の方は、之を一の消費税と見れば間接税であり、併しむしろ之を収益税とするならば、必然に直接税に入れなくてはならぬ事にな

8) Conrad, a. a. O. S. 166.

9) Allix, Traité élémentaire. 6 éd. p. 728.

る。

(に) 國稅か地方稅か

(1) 國稅——此鑛業稅が國稅に適するのはいふを待たぬ。鑛物が國に屬するといふ以上、此關係からして、此が消費稅としても收益稅としても國の課稅となるのは當然といへる。

(2) 地方稅——としては何うか、恐らくは此稅は地方稅としても不適當でない。實際、(a) 鑛業地方にて此鑛業が其主要産業であつて、此への課稅が出来なければ其處には殆んど財源らしきものがなく、財政が立行かぬといふ事が生じ得る。(b) 又、其地方にては鑛業が其地方團體の世話になり、其に費用をかけさせるといふことが少くない。其地方團體は、其鑛業の爲めに道路橋梁を作らなくてはならず、其勞働者の爲めに、學校、衛生、社會、警察費等をかけなければならぬ。其費用を鑛業が負ふのは當然だともいへる。そして地方といふても、特に府縣よりは、市町村に一層、此關係が密接であり、又課稅の必要切なるものがある。かくて佛國にては、鑛業稅の本稅は收入の一割五分だけを國に收め、残りを市町村に與へて居り、石油及燃料瓦斯の追加稅收入は七分五厘を國に收め、残りの半分づつを、府縣と市町村とに分配する所であり、普魯西にては嘗ては此稅を國の收入ともしたけれども、一八九三年以來は地方稅のみとした。¹¹⁾ 波蘭にては此稅が現に地方稅のみとなつて居る。¹²⁾

(ほ) 目的稅か一般稅か——希臘にては此稅收入の一定部(六分の一)を、鑛山勞働者金庫に交¹³⁾

10) Alsleben, a. a. O. S. 515.

11) Eheberg, a. a. O. S. 271.

12) Taylor, Finanzpolitik und Steuersystem der Republik Polen. S. 338.

13) Alsleben, a. a. O. S. 516.

付することにして居る。此も一の考方ではある。特に此收入を、鑛業労働者の福利増進に使ふといふ事は意味のあることである。併し其には目的税に共通なる弱點の伴ふといふ事を免れない。だからして此税を一般税として、一般的經費に使ふのが無難ではある。

(C) 課税標準及税率

(い) 現行法の採るもの——我國のは産物の従價比例課税と鑛區の面積税との二より成る。

(1) 此二方法の併用——凡そ何れの課税方法も多少不完全たるを免れずとして、其に一長一短があるけれども、二の方法の長短が必ずしも一致せず、随つて二方法の併用によりて一方法のみの場合の缺點の増長を免れるを得る可能性があり、かくして長短相助けるといふことは他にも例のある事で、許さることである。併し又遡つては其の各方法自身に於ける缺點を吟味して、其をば改造する方法なきやが次の問題である。

(2) 産物従價比例課税方法¹⁴⁾——は、

(a) 長所——課税技術としては大體、簡單であり、收入上も恐らく相當に多收に適し、そして之を一の消費税とすれば、大體忍び得る度の公平に合致する。消費税としては累進税を行ふことは面倒であり、去りとして従量比列ではあまりにも不公平となるから、此の従價比例の程度のもものが行ひ易き公平の課税方法といふて可い。

(b) 短所——(イ) 併し此税は消費税ではなくして本來收益税とすべきものであり、之を一

14) Alsleben, a. a. O. S. 517. Lampe, a. a. O. S. 335. Lotz, a. a. O. S. 410.

の収益税とするときには、假令、所得税のやうに完全に近き應能公平でなくとも、此にて出来るだけ公平に近きものとしていたのである。収益税だから累進は行ひ難いとしても、せめては此方法のやうに總収益(産物價格)によるのでなくして、純収益によりて課することにしたものであり、其の總収益に依るのが不公平といはなければならぬ¹⁵⁾それから財政收入上には、此産物價格税にては、經濟界の不況の時には産出額が少くなり、隨つて收入の大減少を告げるといふこと¹⁶⁾がある。

(ハ)經濟上には、事業費が一層大くなつた場合、利益薄き鑛山の開發せらるる場合、又は産物價格が不況の爲め減退した場合に、此方法によると當業者にとりて大なる苦痛を與ふる恐もあり、¹⁷⁾それから鑛業は概して純益の動搖の甚しきものといふ點からしても、此總益による課税を苦痛とするものがある。かくして鑛業の發展を抑壓するの恐ありとする。

かくて此方法には長所もあるけれども、短所も相當にあつて、必ずしも推薦するには足らぬが、併し實例は可なり多い。即ちブラウンシュワイヒ、アンハルト、チュービンゲン諸國、西班牙、ブルガリア、ルマニア、露國、土耳其などに行はれる。²⁰⁾

(3) 鑛區面積課税方法²¹⁾

(a)長所——此方法は課税技術としては、前の方法よりも一層に簡單であり、財政收入上にも相當の收入を擧げ得られ、而かも其收入が事業界の變動によりてあまり多く動搖しないと²²⁾いふ事もあり、經濟上には、或者が漫りに多大の權利面積を自らの爲めに留保して、他の企業者

15) Conrad, a. a. O. S. 166.
16) Alsleben, a. a. O. S. 517.
17) Lotz, a. a. O. S. 410.
18) Conrad, a. a. O. S. 166.
19) Heckel, a. a. O. S. 308.
20) Alsleben, a. a. O. S. 514-516.

の割込を阻止するのを抑へるといふこともある。²³⁾

(b) 短所——(イ) 併し面積のみによりては鑛業利益の大小は判らず、面積大にして利益薄きものがあり、面積小にして利益大なるがある。だからして公平といふ點からいふと、前記の産物税よりもより多く不公平といふ缺點を有つ(ロ) 更に經濟上には、之によりて鑛業の擴張を抑壓し、只徒らに不健全にして、かかる税による不利をも辭せざる如き山師を跋扈せしめるといふ恐がある。かくて此方法も不満足ではあるけれども、棄て難き長所もあるので、可なり廣く行はれて居る。即ち此法はブラウンシュワイヒ、アンハルト、チュリンゲン諸國、英國屬領地、白耳義、葡萄牙、伊太利、露國、希臘、土耳其、ブラジルなどに行はれ、²¹⁾ 西班牙、ブルガリアにては鑛物の種類により等差を設けて之を行ひ、²⁵⁾ 佛國にても此方法を採るけれども、燃料に關し一定面積よりも規模小に、年收一定額以下のものに特に低き率を課するといふことが附帶して居る。²⁶⁾

(ろ) 代るべき方法

(1) 鑛産物の分量に依る課税²⁷⁾——とするも一の方法である。此は諾威に行はれ、²⁸⁾ 波蘭の地方税にも行はれる。²⁹⁾ 簡單なること此上もないけれども、此が分量といふても、鑛物の品等價值が雜多だからして、此れでは餘りに不公平の甚しきものとなるを免れぬ。到底採用し難きものである。

(2) 鑛物の種類により分級したる産物税³⁰⁾——とすることも出来る。此が英國の屬領地に行

21) Bräuer, Ertragssteuern. (Hb. d. Fw. II.) S. 53. Lampe, a. a. O. S. 335. Lotz, a. a. O. S. 410.

22) Alsleben, a. a. O. S. 516.

23) Alsleben, a. a. O. S. 516-517.

24) Alsleben, a. a. O. S. 514-516.

25) Alsleben, a. a. O. S. 515.

は³¹⁾、佛國にては一般税の外に、石油及燃料瓦斯に對して此方法によりて追加税を課し、波蘭の地方税では此に依るを得となつて居る³³⁾。此方法は前記、鑛産物の分量に依るものの不公平を匡正するに足るが、併し其の種類による分級が實際六つかしく、立法者の恣意となるを免れず、むしろ單純に鑛産物の價格によつた方が簡單であつて而かも大體、公平となり得る。

(3) 鑛業純益への比例課税³⁴⁾——とするを得る。即ち此れだと我國現行の營業收益税と同一方法に依ることになる譯である。そして此が佛國に行はれて居る³⁵⁾の外、和蘭、葡萄牙、伊太利、希臘、ブラジルにも行はれる³⁶⁾。其長短は左の如し。

(a) 長所

(イ) 公平上——此方法は行ひ得るならば、我現行の産物従價比例よりもより多く公平³⁷⁾ではある。産物價格如何に大であつても、費用が割合に大であれば、鑛業者の利益は少く、随つて其給付能力も小さいのである。だから能力に應ずる公平からいふと、産物價格、即ち總收入によるよりは、純益によるのが確かに一層適當なるものでなければならぬ。

(ロ) 經濟上——鑛業に對して其利益の有無大小に拘らず、單に其總收によりて課するときは、其の實蹟の頗る不利なるに拘らず課することにもなつて、其の鑛業の發展を阻止するやうになる。然るに當業者利益の有無大小によりて課すれば、當業者は利益あれば課せられ、此れなければ免がれて、極めて樂になる。安んじて其業務に當り得、結局、其事業の發展に資する

26) Alsleben, a. a. O. S. 515. Eheberg, a. a. O. S. 271. Allix, l. c. p. 728. Parieu, Traité des impôts. 2 éd. I. p. 324.

27) Brüer, a. a. O. S. 53.

28) Alsleben, a. a. O. S. 515.

29) Taylor, a. a. O. S. 339.

30) Alsleben, a. a. O. S. 515.

ことが出来る。

(一) 社會政策上——からいふと、一層大規模に一層完備した設備によりて營む者が、一層小規模に一層不完備なものよりも収益率の一層大なるだけにては、總産額に課する從來の法にては、一層大なる企業者を有利として小企業者を不利とする傾がある。然るに、此にいふやうな純益によりて課するときには、之を匡正し得ることとなり、小企業者をして從來に比して一層有利ならしめる。

(二) 課税技術上——には此方法が稍々面倒のやうではあるが、既に一般に營業につきて純益を調査して之に課して居る以上、此鑛業のみに此が行はれないといふ筈はない。即ち此が行ひ得るものである。特に此鑛業には今日の時世、會社組織が多いから、公示義務が伴ひ、隨つて其純益を見ることはむしろ容易の事といふて³¹⁾良い。

(ホ) 財政收入上——からいふと、此方法では、費用に課せずして、單に純益によるから、税率が割合に高いものでも堪へられる。特に總收による場合の、何れかといへば不利なる者を目安として定まつた率よりは割高なる率たることが出来、其爲めに財政收入が一層大いことを得るといふ事がある。之に對して、

(b) 短所——としては

(イ) 課税技術上——此純益計算なるものが、少くとも總産價額によるよりも、當局者

31) Alsleben, ebenda.

32) Alsleben, ebenda.

33) Taylor, a. a. O. S. 339.

34) Alsleben, a. a. O. S. 517. Lampe, a. a. O. S. 335. Brüner, a. a. O. S. 53. Lotz, a. a. O. S. 410. Heckel, a. a. O. S. 308. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 194.

にとりて一層面倒であり、且つ當業者にとりても一層厄介なものといふを免れぬ³⁵⁾。逋脱の弊の大いといふことも免れない。

(ロ) 公平及社會政策上——此方法にては純益には依るけれども、累進によらずして單に比例によるから、其れだけにては能力に應じ又、小企業者を宥恕するに於て尙ほ不満足なるものが残る。

(ハ) 財政收入上——には此方法は産額比例課税に比して稅收入の動搖性が一層大であり、且つ收入額其ものも一層小いかも知れない。尤も此の終の點は、稅率にもよることであるのだが。

(4) 鑛業純益への累進課税——といふことが出来る。他方、營業稅其ものに累進課税がまだ大して行はれて居らぬから、鑛業につき今日其處まで進めるのは六つかしいではあらう。が假りに之を行ふとすれば、其長短は左の如し。

(a) 長所

イ) 公平及社會政策上——此方法が出来れば、此趣旨には最良く適う。一層大なる純益を擧ぐる者は、能力が一層大なる譯であり、社會的に一層優れたものでもある。之に對して、より小純益の者よりも一層高率にて課するといふ事は、此二の見地からしては當然であり又必要のことである。

35) Alsleben, a. a. O. S. 515. Eheberg, a. a. O. S. 271. Allix, l. c. p. 728. Parieu, l. c. p. 324.
36) Alsleben, a. a. O. S. 515-516.
37) Conrad, a. a. O. S. 166.
38) Conrad, a. a. O. S. 166.
39) Alsleben, a. a. O. S. 517. Parieu, l. c. p. 324.

(ロ) 經濟上——からいふても、之によりて多少、大企業者を壓迫するやうでもあるけれども、此に於ける累進がそんなに烈しいものではなからうから、其れ程までに至らず、大企業者とても能く此に堪えることを得て、經濟上の發展を阻止するには至るまい。

(ハ) 財政收入上——には、税率の定め方如何によりては、純益比例よりも一層の多収たらしめることが出來やう。

(ニ) 課税技術上——には、此が稍々面倒ではあらうが、併し其れでも堪へられぬほどのものではあるまい。

(b) 短所

(イ) 課税技術上——には勿論、純益比例に比しては一層面倒である。

(ロ) 經濟上——累進の度合如何によりては、或はあまりにも大企業を壓迫し、全體上、鑛業の發展を阻止することになるかも知れない。

(ハ) 財政收入上——前記、技術上の困難と、經濟上の壓迫との爲めに、場合によりては、收入が純益比例に比して一層少くなるといふことにもなり得る。

(5) 鑛山の賃貸價格による方法——も一方法である。其は實際又は之なきときには推定の賃貸價格によるのであり、此が英國の Mineral rights duty に行はるる。⁴⁰⁾ 此賃貸價格の決定自身が可なりに技術上に六つかしいものだが、而かも此が決定されたとしても結果は可なり不満足、不

40) Terhalle, Fw. S. 270.

公平となるであらう。それ位なれば、一層のこと煩を冒して、純益を調べて課した方が一層公平たり得る。

(D) 課税物件——については、むしろ少くとも石油、石炭を免税に入れたが良くはないかとも考へられる。産業及社會政策上から左様に考へられる。併し時の財政必要によりては生産及生活必要物への課税も止むを得ざることであり、特に此税を消費税と見ずして、一の収益税とする以上、當業者に利益の存する限りは、之を續行する外あるまい。

(E) 納税方法——については、鑛産税は前年分を後になつて納めるのは當然のことであり、純益課税に改めても、之をば襲用する外ない。鑛區税は併し之と反對に豫め後年分を前拂するやうになる。此も財政収入を確保するに必要であり、特に此が權利料の意味を含むに於て、其から見ても當然のことである。

第二段 現行法改造案

以上の説明から、我國現行法に改正すべきものと推定されるのは左の諸點である。

(一) 課税物件——については、今日は、金、銀、鉛、鐵だけを免じて居るが、そして此は貨幣政策、國防政策などからも理解せられるが、併し此以外の物、特に石油、石炭の如きをも、出來れば免税の部に入れることが望ましい。尤も此事は絶對ではなく、随つて現状のままでも忍び得る

事ではある。

(二)課税標準及税率——については鑛區税は公平上は不満足だが、鑛業權利料の意味もあり、又鑛業監督行政上の關係もあつて、此を其儘維持するとして、鑛産税の方は、之を鑛業權者への純益比例課税に改め、更に他日、機會を待つて、純益累進課税へ進めるのが、公平上、社會政策上、望ましい事である。

結 論

以上要之、鑛業税、詳しくいへば狹義の鑛業税と砂鑛區税とについては、廢止説もあるけれども、存續せしめるの理屈も立ち、隨つて之を維持するとして、ただ課税物件としては、出来るならば石油石炭位をも免税に入れるのが望ましく、そして之が税質はむしろ直接税であつて、收益税である。そして國家から與へられたる特權に對する報償といふ意味も多少は潜在して居る。課税方法としては、鑛區税は鑛業政策上から其儘認めるとして、鑛産税については、むしろ純益課税に改めるのが、公平課税及社會政策上からして望ましとする。